様式第８

沖合海底自然環境保全地域内特定行為届出書

自然環境保全法第35条の５第１項の規定により、「○○○○」沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をいたしたく、次のとおり届けます。

年　　月　　日

申請者の住所及び氏名

法人にあっては、名称、

住所及び代表者の氏名

環境大臣　殿

（以下については、特定行為の種類ごとに様式第７－１～３に準ずることとする。）

（参考）

１　規則第31条の７第２項により、申請書には、次に掲げる図面を添付する。

（１）特定行為の実施場所を明らかにした図面

特定行為の実施場所の範囲（緯度経度等）を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）を行う場合には、海底地形図を含めること。

（２）特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採（採掘）を行う場合に限る。）

海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。ただし、石油・天然ガスの掘採（採掘）の場合は、概況図のみでかまわない。

（３）特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図

特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。

（４）特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真

船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。

２　届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。

（１）届出文の「　」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。

（２）「特定行為の目的」、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」、「特定行為の施行方法」、「予定日」、「備考」欄の記載については、様式第７－１～３にそれぞれ準ずること。なお、「特定行為の実施場所及びその付近の状況」に関して、石油・天然ガスの掘採（採掘）については、申請段階での現地調査を必須とはしない。また、海底の動植物の捕獲等については、現地調査や既存の文献・データ等を踏まえた海洋環境のベースラインの情報を必須とはしない。

（３）鉱物の掘採の場合のみ「特定行為の自然環境に及ぼす影響」欄を設け、特定行為の自然環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を記入すること（別紙としてもかまわない。また、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（試掘）のうちごく小規模なもの及び石油・天然ガスの掘採（採掘及び試掘）については、簡略化可能）。

なお、評価により明らかになった環境影響について、その防止・軽減・低減措置案については、「特定行為の施行方法」欄又は本欄の内容の中に含めて記入すること。

（４）石油・天然ガス以外の鉱物の掘採（採掘）の場合のみ「特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画」欄も設け、鉱物の掘採着手より掘採終了後までの間における、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画を記入すること（別紙としてもかまわない）。

３　用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）Ａ４とすること。